



TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

タイ国 法律改訂情報 Vol. 76 (2017年4月20日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 76 は、「**特定産業で働く外国人の所得税17%に減税**」を送り致します。現在、国税法により個人所得税は最高税率 35%の累進課税となっております。内閣の発表によると、EEC(東部経済回廊)内にある、特定産業に従事する外国人は17%になり、所得税が減税されることとなりました。

内閣決議: 特定産業で働く外国人の所得税17%に減税

首相府常任大臣付アシスタントの Mr. ゴープサックは、2017年2月28日の内閣会議にて、東部経済回廊(通称: EEC)地域でハイレベルで働く能力のある者について、経済特別地域での10種類の特定産業の経営者、専門家、研究者への個人所得税減税を行う原則を承認したと述べた。 国税法の40条1項に基づき算定された収入に関しては、純収入(経費および控除を差し引いて算定された純収入)の累進税率から、個人所得税率は算定額の17%となる。

これに関する10種類の特定産業とは、以下の通りである。

- 1) 新世代自動車産業、2) スマート・エレクトロニクス産業、3) 高収入観光産業部門及びヘルス・ツーリズム、4) 農業及びバイオテクノロジー、5) 食品加工産業、6) ロボット産業、7) 航空及び物流産業、8) バイオ燃料及びバイオ化学、9) デジタル産業、10) 医療産業全般から構成される。

前述の個人所得税減税対象者の要件は、EEC地域内の事業所において、投資促進法に基づく法人所得税免税措置を受けた10種類の特定産業あるいは事業に関し、国家の競争能力向上に関する法人所得免税措置を受けた10種類の事業を営む会社に就労する経営者、専門家、研究者に該当するものとする。会社から得た算出収入に関する個人所得税について、以下の場合は収入の17%の税率を選択する権利を有する。

- 1) 収入に関する国税法50条1項に基づく源泉徴収税算定の際、源泉徴収時に、収入の17%より多く支払っている場合。

2) 収入に関する国税法 50 条 1 項に基づく源泉徴収税算定の際、収入の 17%以下であるが、賃金支払者による収入の 17%の税率の源泉徴収を容認している場合
Mr. ゴープサックは、このように述べた。

「個人所得税税率減税はグローバルレベルでのハイレベルなタイ人及び外国人のタイ国内での就労を促すものである。タイ国内での 10 種類の特定産業における研究開発改革、知識及び技術移転を促し、EEC 事業のサポートと 10 種類の産業におけるタイ国の競争力向上を強化し、タイ国が「中所得国の罠」から抜け出すことの助けとなる」と述べている。また次のようにも述べた。

「今回の個人所得税減税により、国家が歳入を減らしてしまうこととはならない。なぜならば、減税対象となる人材はグローバルレベルでの能力の高い人々であり、現在、タイ国の個人所得税のスキーム内では捕捉されていないためである」と述べている。

※東部経済回廊 (EEC) 地域⇒チョンブリー、ラヨン、チャチューンサオ県

* 現行についてはタイ国法律改定情報 Vol. 65 をご参照ください。

http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/PDF/Thai_Law_65_May2016.pdf

~~~~~

#### 【お断り】

1. 各種ご相談は有料で回答致します。個別でのご質問にはお答え致しかねます。
2. 本情報のタイ語をご入用の場合は「500THB」となります。

以上、ご了承の程お願い申し上げます。

#### 【無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://tjprannarai.co.th/jp/home.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。

今回は、**2017 年 5 月 18 日(木)** です

## 【お知らせ】

### 勉強会：タイ国労働法を学ぶ(全3回)

2015年から泰日経済技術振興協会にて、タイ国労働法の講師を務めております。

2017年度の日程は以下の通りです。

1. 5月11日(木)13:30～：就業規則と労働者保護法の関係
2. 6月8日(木)13:30～：労使間の契約書
3. 7月6日(木)13:30～：解雇の事例判例から労働法を学ぶ

5月11日(木)の概要は以下の通りです。

1. タイ国・労働者保護法の位置づけと概要
2. 就業規則と労働者保護法の間連。

\*各条文の理解、日本とタイの労働法の違いも見ていきます。

3. 事例から学ぶ注意点

本コースは、全3回コースとなっており、体系的に労働者保護法を基礎として、タイでの会社運営に必要な「法律知識」、「法律実務」を学ぶ事が可能です。



本コースにご興味がある方は、  
下記までお問い合わせ下さい。

主催・泰日経済技術振興協会まで  
お問い合わせ下さい。

研修担当: 笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール: [japanese.course@tpa.or.th](mailto:japanese.course@tpa.or.th)

Tel: +66-2717-3000~3029 ext.754

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定N1の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成。カタログのデザイン、ポスター作成  
リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB～となっております。

### ★定型フォーマットのご紹介

お客様からの「フォーマットを作って欲しい」というお声から生まれました。

社内で頻繁に使用される定型フォーマットを販売しております。

日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「退職届」「解雇通知書」「給与証明」など

9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>